

別紙 3 9 大牟田市水道施設除草及び植木剪定業務内容（修正版）

1. 除草について

- 1) 年間の除草回数は、別紙「除草箇所一覧表」に記載の回数以上とする。各箇所の除草の時期については、原則として請負者が定期的に点検し、監督員の指示を求めること。
- 2) 清里総合ポンプ場は常時手入れがなされ、美観を保つこと。防犯設備上の理由から草丈が常時 20cm 以下を保つよう定期的に点検・除草を行うこと。
- 3) 勝立配水池及び四箇配水池については、局占用道路上および、配水池フェンス内の雑草（つた等）を除草すること。ただし、斜面は危険である為対象外とする。

2. 植木剪定について

- 1) 工事箇所と樹木種類、本数は別紙のとおりとする。ただし、ソメイヨシノは、対象外とする。
- 2) 剪定技術（切詰め、枝抜き、切り返し、こぶとり）を用いて、樹木の基本樹形にあった整姿作業を行うこと。高木のうち成長したものは今後を含めて、これ以上、上および横に伸びないような剪定をすること。
- 3) 消毒は、適切な時期に年 2 回行うものとする。

3. その他

- 1) 作業日程は、監督員と十分協議し、無人の施設を局の立会い無しに任されたときは施錠等の管理についても責任を持つこと。
- 2) 工事の際、建物・電柱等の工作物付近では、ケーブル等に充分注意すること。もし、損害を与えた場合は請負業者の負担にて早急に原型復旧すること。
- 3) 工事により発生する廃材（刈草、枝等）は、すべて施設より撤去し適法な処理（RDF センターにて処分）をすることを原則とし、工事対象施設内での焼却は禁止とする。刈草は、できるだけ乾燥させ、RDF センターで処分すること。
- 4) 工事対象施設内の空き缶・空き瓶等は、持ち出すこと。
- 5) 工事日報を提出すること。工事日報には、工事名、月日、工事箇所、工事内容、作業員の数等を記載すること。

除草箇所一覧表

No.	施設名	除草 (㎡/回)	回数 (回/年)	除草計 (㎡/年)
1	黒崎ポンプ場	25	2	50
2	甘木配水池	535	2	1,070
3	稻荷山ポンプ場・配水池	230	2	460
4	清里総合ポンプ場	2,711	3	8,133
5	四箇ポンプ場	33	2	66
	合計	3,534	11	9,779

樹木調書

1. 高木剪定

1. 1 常緑広葉樹

幹廻り	清里総合ポンプ場
	樹木数
～30cm	0
30～60	2
60～90	4
90～120	1
120～150	0
150～180	0
210～240	0
計	7

1. 2 針葉樹

幹廻り	清里総合ポンプ場
	樹木数
～30cm	0
30～60	2
60～90	0
90～120	0
計	2

2. 低木剪定

2. 1 中低木剪定

高さ	清里総合ポンプ場
	樹木数
2m内外	9
計	9

3. 玉物刈込み

径	清里総合ポンプ場
	樹木数
0.9m内外	3
1.5m内外	24
1.5m以上	36
計	63